

大分県立■■■■■■高等学校 PTA

会長 ■■■■■■ 殿

大分県立■■■■■■高等学校

校長 ■■■■■■ 殿

学校納入金についての再度のご回答を拝見しました。意味不明です。私が要求している回答の要点は、進路指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代について、どのような性質(サービスに対する対価、公的負担金、寄附金など)の費目であるのかということです。具体的には以下の5点に端的にお答えください。

- ① これを徴収する主体は PTA なのか高校なのか。
- ② これらを、PTA が徴収する法的あるいは合理的な根拠は何か。公立高校における進路指導費、空調電気代という学校経営の経費を保護者に負担させること、しかもそれを学校とは独立の任意団体である PTA が徴収することの合理的な根拠は何か。
- ③ 学校関係団体(=PTA?)費という名目なのに PTA 会員以外の保護者に対して支払い請求する合理的な根拠は何か。
- ④ 寄附金か。
- ⑤ 商行為の対価か。

設問①については前回の回答から、PTA が主体であると理解しております。進路指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代の徴収については、学校は単に集金の代行を行っていると理解しました。誤りがあればご指摘ください。

受益者負担の場合、賦課金額は税からの支払額との比率を法(条例など)によって定められたもので、支払わなくてはならないものであり「協力をお願いする」類のものではないと考えます。

尚、進路指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代の性質が明確になるまで、支払いに対する判断は留保します。

以上

2013年11月21日